

乗継調整について

乗継調整の対象となるICは下図「流出IC」、「再流入IC」を利用した場合のみとなります。



■ 乗継調整のご利用方法

《ETCのお客さま》

- ETCをご利用のお客さまは、流出ICを無線走行していただき、再流入ICも無線走行をお願いします。(ETC車には「乗継証明書」は発行されません)
- 乗り継ぎされた走行を一つの走行とみなした料金に調整します。
なお、通行料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示機と異なる場合があります。
- 全行程で同一のETCカードを挿入して、料金所のETCレーンを通行してください。

《現金等のお客さま》

- 現金等でお支払いのお客さまは、流出ICで「乗継証明書」をお受け取りのうえ、再流入ICで「通行券」をお取りいただき、最初に料金を支払う料金所で「乗継証明書」と「通行券」をお渡ください。

《ETC・現金等のお客さま》

- 流出ICで流出後、通行止めが解除された場合は、順方向にある通行止め区間内のIC(流出ICを含む)から再流入されても料金調整を行います。
- スマートICはETC車のみ利用可能です